

役員を選任、定年及び任期に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）の役員（理事及び監事）の選任、定年及び任期に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 推薦方法

(候補者の推薦)

第2条 理事候補者については、役員候補者選考委員会の選考を経て、理事会が推薦する者を総会に推薦するものとする。

(監事候補者の推薦)

第3条 監事候補者については、定款に定める2名以上3名以内の範囲内で、理事会が総会に推薦するものとする。

第3章 役員定年制及び任期の制限

(定年制)

第4条 理事及び監事は、選任時において、その年齢が65歳未満でなければならない。

2 任期中に満65歳を迎えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

3 ただし、この定年は、国の定める国家公務員の定年の延長などに伴い、社会的通年の変化に伴い随時再考し、理事会の決議をもって延長することが可能である。

(任期の制限)

第5条 理事及び監事の連続しての任期は10年までとする。

2 任期中に連続しての任期が10年を超えた理事及び監事の任期は、当該任期の満了するときまでとする。

3 10年を超える任期に関する例外に関しては、ガバナンスコードに定めるように扱う（IFの役員を行っている場合など）。また、それは役員候補者選考委員会において、客観的に判断される必要がある。

第4章 雑 則

(本規則の変更)

第6条 この規則の改廃は、理事会の承認を要する。

附 則

1. この規則は、平成31年2月2日から実施する。
2. この規則は、令和2年10月31日から改定施行する。
3. この規則は、令和4年4月17日から改定施行する。
4. この規則は、令和5年10月25日から改定施行する。
5. この規則は、令和6年6月5日から改定施行する。